

## 移管契約第 13 条検討委員会のチャーター修正について

平成 23 年 8 月 31 日 (水) の理事会で設置を決定した移管契約第 13 条検討委員会 (以下、検討委員会) のチャーターを修正することとしたい。

### 1. 修正の背景と理由

移管契約における「JPRS の責任」は第 13 条の全体的に定められていることと、「公共性の担保」を定めた第 14 条にも留意すべき部分があるため、検討委員会のチャーターにおいて第 13 条 1 項のみを検討範囲とするのは適切でなく、修正をする必要がある。

### 2. 具体的な修正 (案)

検討委員会のチャーターを次のように定める。

- ・ JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に JPRS の責任事項として規定されている内容について、客観的・具体的な評価をするための評価基準を検討し、提言する。

※諮問にあたって、理事会は委員会に対して評価基準の検討範囲を次のように提示する。

☆移管契約第 13 条 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 項に定められている内容

- ・ 移管契約第 14 条 2 項に規定されている財務報告についてはレジストリ組織の安定性・継続性の観点から定めているものであるが、当該企業に求める適切な財務報告について検討し、助言する。
- ・ 検討委員会の答申に基づき理事会が決定する評価基準を用いて JPRS の実績を評価して理事会に結果を報告する「第三者評価委員会」委員の人選基準を検討し、提言する。また、具体的な委員候補者を推薦する。

※「第三者評価委員会」は理事会が別途審議の上で設置するもので、検討委員会が推薦する候補者数は第三者評価委員会の定員に比べて十分に多いもの (例えば 3 倍) とする。

### 3. チャーターの効力発生

本チャーターは、理事会の決議後、直ちに効力を発生する。

以上